

## 横芝光町地域生活応援券（第4弾）特定事業者募集要項

### 1 横芝光町地域生活応援券（第4弾）の特定事業者の募集について

エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者に対して、町内の商店等で利用することができる応援券を発行することによる経済的支援及び、応援券を町内の商店等で利用いただくことによる地域経済の活性化を目的に、別に定める横芝光町地域生活応援券（第4弾）発行事業実施要綱に基づき、令和8年2月1日時点において、横芝光町住民基本台帳に記録されている者へ応援券を発行します。

については、同要綱第6条の規定により特定事業者を募集します。

### 2 横芝光町地域生活応援券（第4弾）の概要

- (1) 名 称 横芝光町地域生活応援券（第4弾）  
（以下「応援券」という。）
- (2) 発 行 者 横芝光町
- (3) 交付対象者 令和8年2月1日時点において、横芝光町住民基本台帳に記録されている者
- (4) 交 付 額 1人 12,500円  
（1,000円券10枚＋500円券5枚）
- (5) 応援券使用期間 令和8年5月20日（水）～令和8年8月31日（月）

### 3 応援券取扱いにおける厳守事項

- (1) 応援券は、物品の販売又はサービスの提供などの取引において使用できるものとします。
- (2) 応援券と現金の交換は禁止します。
- (3) 応援券額面以下の利用であってもつり銭は渡さないでください。
- (4) 代金が応援券額面を上回るときの差額は、現金で受け取って

ください。

- (5) 応援券使用期間を過ぎた応援券は受け取らないでください。
- (6) 応援券の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者は責を負いません。
- (7) 特定事業者は、応援券を使用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう明示する義務を負います。

#### 4 応援券の使用対象とならないもの

- (1) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (2) 有価証券並びに他の応援券、ビール券、図書券、旅行券、切手、切符、印紙及びプリペイドカード等の換金性の高いもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号（以下「風営法」という。））第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (4) 出資や債務の支払い（税金・振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- (5) 土地及び家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払い
- (6) その他この応援券の発行趣旨にそぐわないもの
- (7) 各特定事業者が指定するもの

※たばこの購入は可能です。

#### 5 特定事業者の応募資格

町内に店舗、事業所等を有する事業者とし、町内の店舗、事業所等に限り応援券を使用できるものとします。ただし、次に掲げる事業者を除きます。

- (1) 風営法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を受けていないもの
- (2) 風営法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗

に反する営業を行っている事業者

- (4) 上記4「応援券の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (5) 横芝光町暴力団排除条例（平成24年横芝光町条例第2号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当するもの

## 6 特定事業者の責務等

- (1) 特定事業者であることが明確になるよう、町から配布する応援券取扱店ステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ応援券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが違う等、偽造された応援券と判別できる場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに横芝光町企画空港課まで報告してください。
- (3) 応援券の第三者への譲渡が疑われるケース（10人分に相当する金額の使用等）については、速やかに横芝光町企画空港課まで連絡をお願いします。なお、土曜日、日曜日及び祝日並びに夜間等連絡が難しい場合には応援券を受け取らないでください。
- (4) 上記6の(2)及び(3)の場合など、応援券の取扱いに疑義が生じた場合を除き、特定事業者は、取引において応援券の受け取りを拒むことのないようにしてください。
- (5) 応援券の交換及び売買は行わないでください。
- (6) 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された応援券のみ換金可能です。
- (7) 特定事業者自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (8) 利用者から受け取った応援券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は特定事業者の責務とします。
- (9) 横芝光町暴力団排除条例を遵守してください。

## 7 登録申込

(1) 申込方法

本要項に同意の上、「特定事業者登録申請書」に必要事項を記入し、横芝光町企画空港課へ郵送又は持参してください。

「特定事業者登録申請書」は町のホームページからダウンロードできるほか、横芝光町企画空港課でも配布します。

(2) 申請書の提出先

横芝光町企画空港課 企画政策班

〒289-1793 横芝光町宮川11902番地

TEL：0479-84-1279

(3) 申請期間

令和8年2月16日（月）から令和8年8月28日（金）まで（当日消印有効）

(4) 申請後の審査及び登録

申請した事業者は、審査を経て特定事業者として登録します。登録した場合は、「特定事業者証明書」、「応援券取扱店ステッカー」及び「換金申請書兼請求書」を郵送します。

(5) その他

① 町内に複数の店舗がある場合は、店舗毎に申請書を作成の上、お申し込みください。

② 飲食店は、申請時に飲食営業許可証（写し）を提出してください。

③ 風俗店は、申請時に風俗営業許可証（写し）を提出してください。

8 特定事業者の取消等

本要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や特定事業者の登録を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9 換金について

(1) 換金額

町は、応援券が使用された場合は、特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払います。

(2) 換金方法

換金は、町が行います。特定事業者は、「特定事業者証明書」を持参のうえ、額面ごとにまとめた使用済応援券と「換金申請書兼請求書」を提出してください。（※郵送不可）

(3) 換金に必要なもの

- ① 使用済応援券（額面ごとにまとめたもの）
- ② 換金申請書兼請求書
- ③ その他、町が必要とする書類

(4) 換金期間及び換金受付日

令和8年5月29日（金）から令和8年9月30日（水）までの毎月10日、20日及び30日とし、受付日が土曜日、日曜日及び祝日と重なった場合は受付日の前日（開庁日）とします。

上記期間を過ぎての換金には一切応じられません。ご注意ください。

(5) 換金額の決定

使用済応援券と換金申請書兼請求書から券面記載の金額に相当する金額を決定し、「換金決定通知書兼振込通知書」により特定事業者へ換金決定額を通知します。

(6) 換金額の支払い

換金申請書兼請求書を受け付けた日のおおむね14日以内に指定された口座へ換金決定額を振り込みます。

10 その他の留意事項

- (1) 本要項に記載されていない事項は、横芝光町企画空港課へお問い合わせください。
- (2) 特定事業者情報（店舗名称、所在地、業種等）は、町のホームページ等により随時広報します。